

みどりのたより

71号 平成30年3月27日

CONTENTS

I. 行政情報

1. 農薬の登録申請に係る試験成績についての関係通知の一部改正案
(イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験)の概要 4
2. 平成27年度 食品中の残留農薬等検査結果 5
3. 平成28年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生 8
4. 平成28年度の農作業死亡事故 10
5. 平成29年度農林水産物・食品の輸出実績 13
6. 輸出相手国の残留農薬基準値に対応した病虫害防除マニュアル
(「かんきつ」、「なし」、「りんご(有袋栽培、無袋栽培)」)の公表 15
7. 農薬取締法の一部を改正する法律案 16
8. 我が国の食品ロス・食品廃棄物等の利用状況等(平成26年度推計) 17
9. 空中散布等における無人航空機利用技術指導指針の見直し 18
10. 平成30年の病虫害発生予察情報「特殊報」一覧 20
11. 平成29年農薬年度ゴルフ場・緑地向け農薬出荷実績 21

II. 緑の安全管理士会

1. 平成29年度「緑の安全管理士会」支部大会(兼更新研修会)の報告 22
2. 事務局からの連絡とお願い
(1)「緑の安全管理士」認定証書、同認定証の西暦表示 26
(2)各種届出様式 26

III. 緑の安全推進協会

1. 平成29年度「緑の安全管理士」220名を新規認定 28
2. 資格更新者へ新規の認定証を送付 28
3. 「緑の安全管理士」資格認定と更新等の仕組み 29
4. ゴルフ場における農薬使用計画書の提出窓口 30

次頁へ

Ⅲ. 緑の安全推進協会関係(つづき)

5. 「グリーン農薬総覧 2018 年追補版」刊行のご案内	30
6. 農薬電話相談室	30
7. 農薬の適正使用等のリーフレット	30
8. 講師派遣	31
9. 「緑の安全管理士」連絡先等変更届出書	33
10. 「理由書」(更新年次に研修会に出席出来なかった理由)	34
11. 2018 年度「緑の安全管理士」資格更新研修会－(日程案)－	35

1. 行政情報

1. 農薬の登録申請に係る試験成績についての関係通知の一部改正案（イヌを用いた 1 年間反復経口投与毒性試験）の概要

農水省は、平成 29 年 12 月 21 日の内閣府食品安全委員会農薬専門調査会において「農薬の食品健康影響評価におけるイヌを用いた 1 年間反復経口投与毒性試験の取扱について」により、科学的知見に基づく基本的な考え方が整理された。

「原則として、イヌを用いた 1 年間反復経口投与毒性試験の結果がなくても農薬の食品健康影響評価は可能である。」ことが示された。このことから、関係通知について改正を行う。

【改正案(局長通知)】

現 行:1 年間反復経口投与毒性試験 2 種（通常、ラットおよびイヌ）

改正案:1 年間反復経口投与毒性試験 1 種（通常、ラット）（本文 4 頁へ）

[<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002619&Mode=1>]

2. 平成27年度 食品中の残留農薬等検査結果

厚労省は、平成 29 年 12 月 21 日開催、薬事・食品衛生審議会で、地方公共団体（121 機関）及び検疫所から報告があった検査結果を取りまとめた資料を公開した。

【検査結果】(1)農産物、畜水産物、加工食品について検査総数約 298 万件

(2)検出数は国産品と輸入品を合わせて約 1 万件（検出率 0.36 %）

(3)基準値超過数は 231 件（検出率 0.008 %）

※検出限界等は統一されていない。検出値が 0.01ppm 未満であっても検出事例として計上「まとめ」として、基準値超過の割合はいずれも低く、我が国で流通している食品における農薬等の残留レベルは十分に低いものと考えられる、としている。（本文 5 頁へ）

[<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000194453.pdf>]

3. 平成28年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生について（平成 29 年 12 月 26 日公表）

農水省は厚労省と連携し平成 28 年度に発生した農薬の使用による人の中毒事故、農産物・家畜（蜜蜂を除く）などの被害の調査を全都道府県に依頼し、結果を公表した。

(1) 人に対する事故 19 件（23 人）

死亡事故: 散布中 0 件、誤用 0 件（0 人）

中毒事故: 散布中 9 件（13 人）、誤用 10 件（10 人）

(2) 農産物・家畜等に対する被害 11 件

農産物: 4 件 魚 類: 7 件

[農水省 HP: http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_topics/h20higai_zyokyo.html]（本文 8 頁へ）

4. 平成28年の農作業死亡事故について（平成 30 年 2 月 13 日公表）

農水省は、全国における農作業に伴う死亡事故の発生実態及びその原因等を把握することを目的として、厚生労働省の「人口動態調査」に係る死亡小票の中から、この 1 年間の農作業死亡事故について、道府県職員が調査を行い、報告のあったものを取りまとめた。

(1) 農作業による死亡事故件数は 312 件(対前年比 26 件減)。

(2) 事故区分別件数は、次のとおり。

・農業機械作業 217 件（前年 205 件）

- ・農業用施設作業 14 件（前年 14 件）
- ・農業機械・施設以外の作業 81 件（前年 119 件）

※農薬による中毒死は、1 件（H26 年 0 件、H27 年 2 件、H28 年 1 件）

(3) 年齢階層は、65 歳以上の高齢者による事故が 254 件（全体の 81%）、前年 284 件（84%）。

[農水省 HP:<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/sizai/180213.html>] （本文 10 頁へ）

5. 平成29年度農林水産物・食品の輸出実績（平成 30 年 2 月 9 日公表）

農水省は、財務省貿易統計の公表を受け、平成 29 年の輸出実績(速報値)を取りまとめた。

(1) 農林水産物・食品の輸出額は 8,073 億円（前年比 7.6%増）で、5 年連続で増加。

(2) 農産物、林産物及び水産物の内訳は次の通り。

- 1) 農産物 4,968 億円（前年比 8.1%増）
- 2) 林産物 355 億円（前年比 32.3%増）
- 3) 水産物 2,750 億円（前年比 4.2%増）

(3) 主な輸出先は、

- 1 位香港(1,877 億円)、
- 2 位米国(1,115 億円)、
- 3 位中国(1,008 億円)。

[農水省 HP:<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kaigai/180209.html>] （本文 13 頁へ）

6. 輸出相手国の残留農薬基準値に対応した病虫害防除マニュアル（「かんきつ」、「なし」、「りんご（有袋栽培、無袋栽培）」）の公表（平成 30 年 3 月 6 日公表）

農水省は農産物の海外への輸出促進を図るため、平成 26 年度より、農産物の輸出重点品目に関し、農薬を代替し又は使用を低減する新たな防除体系の確立を目的とした「農産物輸出促進のための新たな防除体系の確立・導入事業」を実施している。

今般、産地の協力を得つつ、次の情報を整理した「輸出相手国の残留農薬基準値に対応した病虫害防除マニュアル」を作成し、公表した。

- (1) 輸出相手国の残留農薬基準、
- (2) 国内で使用される農薬の残留実態
- (3) 輸出相手国の残留値を超える残留が認められる化学合成農薬の代替防除技術

※過去の対象品目

平成 26 年度: 茶（煎茶（一番茶）・玉露）、いちご

平成 27 年度: 茶（かぶせ茶・抹茶）、りんご（無袋栽培）

平成 28 年度: りんご（有袋栽培）、なし、かんきつ

[農水省 HP:http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/syokubo/180306_6.html] （本文 15 頁へ）

7. 農薬取締法の一部を改正する法律案（平成 30 年 3 月 9 日公表）

農水省は、3 月 9 日に閣議決定されて国会へ提出された改正法律案を公表しました。

(1) 再評価制度の導入

同一の有効成分を含む農薬について、一括して定期的に、最新の科学的根拠に照らして安全性等を再評価。登録の有効期間を廃止し、現行の 3 年毎の再登録をなくす。

(2) 農薬の登録審査の見直し

- 1) 農薬の安全性に関する審査の充実

農薬使用者に対する影響評価、動植物に対する影響評価、農薬原体が含有する成分の評価の導入。安全性が高いと認められる当該申請の審査への配慮。

2) ジェネリック農薬の申請の簡素化

先発農薬と農薬原体の成分・安全性が同等であれば提出すべき試験データの一部を免除。

※改正案第2条(定義)の「農薬とは」に、「草」、「除草剤」が明記された。

[農水省 HP: <http://www.maff.go.jp/j/law/bill/196houritsu/index.html>] (本文 16 頁へ)

8. 我が国の食品ロス・食品廃棄物等の利用状況等(平成 26 年度推計)

環境省及び農水省は、食品ロスを含む食品廃棄物等の利用状況等(平成 26 年度推計)を公表しています。

(1) 食品廃棄物等は、約 2,775 トン(前年度約 2,797 トン)

(2) うち、食品ロス(本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品)は、約 621 トン(前年度約 632 トン)

[環境省 HP: <http://www.env.go.jp/press/103939.html>]

(本文 17 頁へ)

9. 空中散布等における無人航空機利用技術指導指針の見直し

マルチローター型のいわゆるドローンの技術開発状況は、加速度的に進展している状況であり、生産現場からは農薬散布作業の省力化、ヒューマンエラー防止の観点から自動飛行による農薬散布へのニーズの高まりがあることから、平成 30 年 2 月 1 日付けで自動飛行技術の導入推進を踏まえて指導指針を改正。

「無人航空機(無人ヘリコプター等)に関する情報」

[農水省 HP: http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120507_heri_mujin.html]

(本文 18 頁へ)

10. 平成29農薬年度ゴルフ場・緑地向け農薬出荷実績

ゴルフ場・緑地分野における農薬の出荷実績(平成 28 年 10 月から同 29 年 9 月)は、数量が 7,815 ton,kl(前年比 114.6% 994 ton,kl増)、金額が 31,620 百万円(前年比 118.5%、4,931 百万円増)と、ともに前年を上回った。

[緑安協 HP : <http://midori-kyokai.com/joho/index.html>]

(本文 20 頁へ)

11. 病虫害発生予察情報「特殊報」について

農林水産省及び都道府県は、農作物の生育状況などを調査して、これに基づく情報を関係者に広く提供する「病虫害発生予察事業」を実施しています。

「発生予察情報」には、病虫害の発生に関する情報を定期的に発表される「発生予報」、病虫害が大発生することが予想され、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表される「警報」、警報を発表するほどではないが、重要な病虫害が多発することが予想される場合に発表される「注意報」及び、それまで未発生の病虫害を発見した場合、重要な病虫害の生態及び発生消長に特異な現象が認められた場合に速やかに発表される『特殊報』があります。

[農水省 HP: http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120104_yoho.html]

(本文 21 頁へ)

1. 農薬の登録申請に係る試験成績についての関係通知の一部改正案（イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験）の概要

平成30年1月23日
農林水産省消費・安全局
農産安全管理課

1 趣旨

農薬の登録申請時に提出する試験成績については、農薬の登録申請に係る試験成績について(平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知。以下「局長通知」という。),「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について(平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知。以下「課長通知」という。)において試験の種類、試験を実施するに当たって必要とされる条件、試験方法等を示しています。

今回の改正案は、平成29年12月21日の内閣府食品安全委員会農薬専門調査会において、「農薬の食品健康影響評価におけるイヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験の取扱いについて」により、科学的知見に基づく基本的な考え方が整理されたことを踏まえ、局長通知及び課長通知について、所要の改正を行うものです。

2 主な改正内容

現行では、1年間反復経口投与毒性試験は、ラットとイヌの2種の動物により試験を実施することとしています。今般、食品安全委員会において、「原則として、イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験の結果がなくても農薬の食品健康影響評価は可能である。」ことが示されたため、1年間反復経口投与毒性試験を実施するに当たって必要とされる供試動物の種類を2種からラットのみの1種に変更することとします。

3 施行時期

通知発出(3月末日予定)以降に行われる農薬の登録申請の際に提出される試験成績について適用する。

[農水省 HP:<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002619&Mode=1>]

2. 平成 27 年度 食品中の残留農薬等検査結果

[厚労省 HP: <http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000188670.pdf>]

食品中の農薬、飼料添加物及び動物用医薬品(以下「農薬等」という。)については、地方公共団体による国内流通品の検査や検疫所による輸入食品の検査^{注1)}が監視指導計画等に基づき行われており、検査の結果、残留基準に適合しない場合には回収、廃棄等の措置が講じられるほか、必要に応じて、農薬等の適切な使用等について指導が行われている。

今般、平成 27 年度に実施された検査について、地方公共団体及び検疫所から報告があった検査結果をとりまとめたので報告する^{注2)}。

注1) 検疫所による検査は、登録検査機関により通関前に実施される命令検査及び自主検査を含む。

注2) 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の結果を含む。

1. 集計方法

地方公共団体及び検疫所から報告された検査結果について、年度ごとに、検査対象の各食品を国産品・輸入品に区分した上、農薬等の検査数、検出数、基準値超過数、検出値の範囲(最小値、最大値)等を集計した。

集計解析は、国立医薬品食品衛生研究所食品部に委託した。

なお、各検査機関における試験法や検出限界等は統一されておらず、検出値が 0.01 ppm 未満であっても、検出事例として検出数に計上した。

2. 集計結果及び考察

年度ごとに、全食品及び各食品区分(農産物、畜水産物、加工食品)における農薬等の検査数、検出数及び基準値超過数を表 1 にとりまとめた。また、食品区分ごとに、全体、国産品、輸入品の別で、検出割合が高い農薬等(各年度、検査数が 100 件以上であった農薬等のうち、上位 20 品目)について、検査数、検出数、検出割合、検出値の範囲(最小値、最大値)を表 2～10 にとりまとめた。

表 1:総括表(検査数、検出数、基準値超過数等)

表 2-表 10: 検出割合の高い農薬等 (検査数 100 件以上の農薬等について集計)

表 2	農産物 (全体)
表 3	農産物 (国産品)
表 4	農産物 (輸入品)
表 5	畜水産物 (全体)
表 6	畜水産物 (国産品)
表 7	畜水産物 (輸入品)
表 8	加工食品 (全体)
表 9	加工食品 (国産品)
表 10	加工食品 (輸入品)

(1) 全体

検査の総数は、平成 27 年度は約 298 万件であった。検出数は、国産品と輸入品を合わせて約 1 万件、検出割合は 0.36%であった。基準値超過数及び検査全体に占めるその割合は、それぞれ 231 件及び 0.008%であった。(表 1)

(2) 農産物

国産品については、約 106 万件の検査が実施された。検査全体に占める基準値超過の割合は 0.002%であった。また、輸入品については、約 84 万件の検査が実施され、基準値超過の割合は 0.014%であった。(表 1)

農薬等の種類別にみると表 2 の通りであった。それをさらに国産品(表 3)、輸入品(表 4)の別にみると、検出割合が高い農薬等の種類は異なっていたが、これは国内と諸外国とで汎用されている農薬等が異なること等によるものと考えられた。

(3) 畜水産物

国産品については、約 17 万件の検査が実施された。検査全体に占める基準値超過の割合は 0.015%であった。また、輸入品については、約 11 万件の検査が実施され、基準値超過の割合は 0.011%であった。(表 1)

農薬等の種類別にみると表 5 の通りであった。それをさらに国産品(表 6)輸入品(表 7)の別にみると、農産物と同様の傾向が認められた。

(4) 加工食品

国産品については、約 3 万件の検査が実施された。基準値を超過したものはなかった。また、輸入品については、約 78 万件の検査が実施され、基準値超過の割合は 0.008%であった。(表 1)

農薬等の種類別にみると表 8 の通りであった。それをさらに国産品(表 9)、輸入品(表 10)の別にみると、農産物及び畜水産物と同様の傾向が認められた。

3. まとめ

本集計結果から、基準値超過の割合はいずれも低く、我が国で流通している食品における農薬等の残留レベルは十分に低いものと考えられる。

(参考)

報告のあった地方公共団体

(121 機関)

札幌市、函館市、旭川市、小樽市、青森県、青森市、岩手県、盛岡市、宮城県、仙台市、秋田県、秋田市、山形県、福島県、郡山市、いわき市、茨城県、栃木県、宇都宮市、群馬県、前橋市、高崎市、埼玉県、川越市、越谷市、千葉県、千葉市、船橋市、柏市、東京都、台東区、目黒区、世田谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、新潟県、新潟市、富山県、富山市、金沢市、福井県、山梨県、長野県、長野市、岐阜県、岐阜市、静岡県、静岡市、浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、三重県、四日市市、滋賀県、大津市、京都府、京都市、大阪府、大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、兵庫県、神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、奈良県、奈良市、和歌山県、和歌山市、鳥取県、岡山市、岡山市、倉敷市、広島県、広島市、福山市、呉市、下関市、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、松山市、高知県、高知市、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市、佐賀県、長崎県、長崎市、佐世保市、熊本県、熊本市、大分県、大分市、宮崎県、鹿児島県、鹿児島市、沖縄県

表1 総括表(検査数、検出数、基準値超過数等)全食品

年度	自治体数	検査数			検出数					基準値超過数 注)				
		国産	輸入	計	国産	%	輸入	%	計	国産	%	輸入	%	計
27	121	1,258,542	1,722,335	2,980,877	3,521	0.28	7,162	0.42	10,683	44	0.003	187	0.011	231
														0.008

農産物

検査 100 件以上の農薬等数				検査数					検出数					基準値超過数 注)				
国産	輸入	全体		国産	輸入	計	国産	%	輸入	%	計	国産	%	輸入	%	計	%	
545	462	621		1,060,975	840,963	1,901,938	3,145	0.30	6,159	0.73	9,304	19	0.002	114	0.014	133	0.007	

畜水産物

検査 100 件以上の農薬等数				検査数					検出数					基準値超過数 注)				
国産	輸入	全体		国産	輸入	計	国産	%	輸入	%	計	国産	%	輸入	%	計	%	
250	181	337		170,245	105,962	276,207	276	0.16	151	0.14	427	25	0.015	12	0.011	37	0.013	

加工食品

検査 100 件以上の農薬等数				検査数					検出数					基準値超過数 注)				
国産	輸入	全体		国産	輸入	計	国産	%	輸入	%	計	国産	%	輸入	%	計	%	
55	355	393		27,322	775,410	802,732	100	0.37	852	0.11	952	0	0.000	61	0.008	61	0.008	

注) 各年度時点の基準値について、自治体及び検査所より基準値超過として報告された結果を集計した。

3. 平成 28 年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生について (平成 29 年 12 月 26 日公表)
[農水省 HP:http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_topics/h20higai_zyokyo.html]

農林水産省では、厚生労働省と連携して、毎年、農薬事故や被害の実態調査を実施しています。
このたび、平成 28 年度の調査結果を取りまとめましたので、過去 5 年の事故件数等の推移とあわせ掲載します。なお、平成 21 年度から、中毒発生時の状況や防止策などの詳細情報も掲載していますので、事故の防止に向けてご活用下さい。

過去 5 年間の事故及び被害の発生状況

1. 人への事故

(件(人))

区分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
死亡	散布中	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)
	誤用	2(2)	4(4)	5(5)	6(6)	0(0)
	小計	2(2)	4(4)	5(5)	7(7)	0(0)
中毒	散布中	18(36)	11(12)	11(22)	10(33)	9(13)
	誤用	18(22)	13(18)	13(13)	12(25)	10(10)
	小計	36(58)	24(30)	24(35)	22(58)	19(23)
計		38(60)	28(34)	29(40)	28(65)	19(23)

(注)・集計した事故には、自他殺は含まない。

- ・区分欄の「散布中」には農薬の調製中や片付け時の事故も含む。
- ・区分欄の「誤用」は散布中以外の事故(誤飲・誤食等)を指す。
- ・発生時の状況が不明のものは「誤用」として集計している。
- ・平成 27 年度は死亡と中毒の件数に重複がある。

(原因別)

(件(人))

原因	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
マスク、メガネ、服装等装備不十分	5(5)	3(3)	3(3)	4(4)	3(3)
使用時に注意を怠ったため本人が暴露	5(5)	0(0)	2(2)	2(3)	2(2)
長時間散布や不健康状態での散布	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
防除機の故障、操作ミスによるもの	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
散布農薬の飛散によるもの	1(1)	4(4)	1(1)	1(7)	1(1)
農薬使用後の作業管理不良	7(25)	4(5)	5(16)	3(20)	3(7)

保管管理不良、泥酔等による誤飲誤食	16(16)	11(11)	14(14)	11(11)	7(7)
薬液運搬中の容器破損、転倒等	0(0)	0(0)	0(0)	1(3)	0(0)
その他	1(5)	2(7)	1(1)	1(12)	1(1)
原因不明	3(3)	4(4)	3(3)	5(5)	2(2)
計	38(60)	28(34)	29(40)	28(65)	19(23)

2. (1) 農作物、家畜等の被害 (件)

被害対象	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
農作物	14	10	11	9	4
家畜	0	0	0	0	0
蚕	0	0	0	0	0
魚類	6	5	2	3	7
計	20	15	13	12	11

2. (2) 蜜蜂の被害 (件)

被害対象	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
蜜蜂	11	－※1	－※1	－※1	30※2

※1 平成 25 年度から 27 年度までは、農林水産省が別途詳細な全国被害調査を実施している。

(http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/honeybee_survey.html)

※2 平成 28 年 7 月 7 日から平成 29 年 3 月 31 日までの報告期間中に発生した被害件数のうち、都道府県が「被害の原因が、農薬以外の可能性が高いと考えられる」と判断したものを除いた件数。

3. 自動車、建築物等に対する被害 (件)

被害対象	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
自動車	0	0	0	0	0
建築物	0	1	0	0	0
その他	0	2	1	0	0
計	0	3	1	0	0

「中毒発生時の状況や防止対策などの詳細情報」

(http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_topics/attach/pdf/h20higai_zyokyo-3.pdf)

4.平成 28 年に発生した農作業死亡事故の概要

1 調査方法

本調査は、農作業死亡事故の発生実態及びその原因等を把握することを目的として、平成 28 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの 1 年間の農作業死亡事故について、道府県職員が厚生労働省の「人口動態調査」に係る死亡小票を閲覧する等の方法により実施した。

2 調査結果の概要

2-1 概要【表1参照】

(1) 平成 28 年の農作業死亡事故件数は 312 件であり、前年より 26 件減少した。

(2) 事故区分別にみると、

① 農業機械作業に係る事故(以下「機械事故」という。)は 217 件 (69.6%)

② 農業用施設作業に係る事故(以下「施設事故」という。)は 14 件 (4.5%)

③ 農業機械・施設以外の作業に係る事故(以下「それ以外の事故」という。)は 81 件(26.0%)であり、それぞれの割合は例年と同じ傾向となっている。

(3) 年齢階層別にみると、65 歳以上の高齢者の事故は 254 件であり、事故全体に占める割合は 81.4%と例年と同じ水準だった。

80 歳以上は 119 件(38.1%)であり、昨年調査件数よりも 39 件減少した。【表5参照】

(4) 男女別にみると、男性が 257 件(82.4%)、女性が 55 件(17.6%)である。

2-2 「機械事故」の発生状況

(1) 機種別事故発生状況【表1参照】

機種別では、「乗用型トラクター」による事故が最も多く、87 件(農作業死亡事故全体の 27.9%)、次いで「農用運搬車(動力運搬車、農業用トラック等)」が 37 件(11.9%)、「歩行型トラクター」が 35 件(11.2%)と、これらの 3 機種で農作業死亡事故全体の 51.0%を占めている。

(2) 原因別事故発生状況【表2参照】

乗用型トラクターでは、「機械の転落・転倒」が 53 件(当該機種による事故の 60.9%)と最も多い。

歩行型トラクターでは、「挟まれ」が 16 件(45.7%)と最も多く、次いで「機械の転落・転倒」が 9 件(25.7%)となっている。

農用運搬車では、「機械の転落・転倒」が 12 件(32.4%)と最も多い。

自脱型コンバインでは、「機械の転落・転倒」が 5 件(71.4%)と最も多い。

2-3 「施設事故」の発生状況【表3参照】

施設事故は、作業舎の屋根等、高所からの「墜落、転落」が 10 件(施設に係る事故の 71.4%)と最も多くなっている。

2-4 「それ以外の事故」の発生状況【表4参照】

それ以外の事故は、「熱中症」が 19 件(農業機械・施設作業以外の事故の 23.5%)と最も多く、次いで「ほ場、道路からの転落」が 18 件(22.2%)となっている。

2-5 月別の事故の発生状況【表6参照】

月別では、4月が 42 件(事故全体の 13.5%)と最も多く、次いで5月が 39 件(12.5%)、7月が 37 件(11.9%)となっている。

表1 農作業中の死亡事故発生状況

(単位：件、%)

		19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
事故発生件数		397	374	408	398	366	350	350	350	338	312
農業機械作業に係る事故		259 (65. 2)	260 (69. 5)	270 (66. 2)	278 (69. 8)	247 (67. 5)	256 (73. 1)	228 (65. 1)	232 (66. 3)	205 (60. 7)	217 (69. 6)
性 別	乗用型トラクター	115 (29. 0)	129 (34. 5)	122 (29. 9)	114 (28. 6)	123 (33. 6)	106 (30. 3)	111 (31. 7)	95 (27. 1)	101 (29. 9)	87 (27. 9)
	歩行型トラクター	35 (8. 8)	35 (9. 4)	36 (8. 8)	50 (12. 6)	40 (10. 9)	40 (11. 4)	21 (6. 0)	30 (8. 6)	21 (6. 2)	35 (11. 2)
	農用運搬車	45 (11. 3)	35 (9. 4)	30 (7. 4)	46 (11. 6)	31 (8. 5)	40 (11. 4)	33 (9. 4)	32 (9. 1)	25 (7. 4)	37 (11. 9)
	自脱型コンバイン	10 (2. 5)	9 (2. 4)	17 (4. 2)	15 (3. 8)	9 (2. 5)	17 (4. 9)	11 (3. 1)	10 (2. 9)	8 (2. 4)	7 (2. 2)
	動力防除機	4 (1. 0)	5 (1. 3)	9 (2. 2)	8 (2. 0)	4 (1. 1)	7 (2. 0)	10 (2. 9)	12 (3. 4)	10 (3. 0)	10 (3. 2)
	動力刈払機	6 (1. 5)	3 (0. 8)	11 (2. 7)	7 (1. 8)	5 (1. 4)	8 (2. 3)	5 (1. 4)	8 (2. 3)	7 (2. 1)	10 (3. 2)
	その他	44 (11. 1)	44 (11. 8)	45 (11. 0)	38 (9. 5)	35 (9. 6)	38 (10. 9)	37 (10. 6)	45 (12. 9)	33 (9. 8)	31 (9. 9)
農業用施設作業に係る事故		21 (5. 3)	17 (4. 5)	18 (4. 4)	14 (3. 5)	20 (5. 5)	19 (5. 4)	12 (3. 4)	24 (6. 9)	14 (4. 1)	14 (4. 5)
機械・施設以外の作業に係る事故		117 (29. 5)	97 (25. 9)	120 (29. 4)	106 (26. 6)	99 (27. 0)	75 (21. 4)	110 (31. 4)	94 (26. 9)	119 (35. 2)	81 (26. 0)
性 別	男	333 (83. 9)	325 (86. 9)	337 (82. 6)	334 (83. 9)	304 (83. 1)	302 (86. 3)	303 (86. 6)	305 (87. 1)	285 (84. 3)	257 (82. 4)
	女	64 (16. 1)	49 (13. 1)	71 (17. 4)	64 (16. 1)	62 (16. 9)	48 (13. 7)	47 (13. 4)	45 (12. 9)	53 (15. 7)	55 (17. 6)
うち65歳以上層に係る事故		286 (72. 0)	296 (79. 1)	324 (79. 4)	321 (80. 7)	281 (76. 8)	278 (79. 4)	272 (77. 7)	295 (84. 3)	284 (84. 0)	254 (81. 4)

注：1 ()内は、事故発生件数に対する割合である。

2 25 年の年齢については、不明が1名いる。

表2 農業機械作業に係る死亡事故の機種別・原因別件数

(単位：件、%)

事故区分 事故発生原因		農 業 機 械 作 業 に 係 る 事 故						合 計	
		乗用型 トラクター	歩行型 トラクター	農 用 運搬車	自脱型 コンバイン	動 力 防除機	動 力 刈払機		その他
機械の転落・転倒		53 (60.9)	9 (25.7)	12 (32.4)	5 (71.4)	3 (30.0)	5 (50.0)	5 (16.1)	92 {42.4}
	ほ 場 等	27 (31.0)	5 (14.3)	9 (24.3)	2 (28.6)	1 (10.0)	4 (40.0)	3 (9.7)	51 {23.5}
	道 路 か ら	26 (29.9)	4 (11.4)	3 (8.1)	3 (42.9)	2 (20.0)	1 (10.0)	2 (6.5)	41 {18.9}
道路上での 自動車との衝突		8 (9.2)	1 (2.9)	1 (2.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	11 {5.1}
挟 ま れ		1 (1.1)	16 (45.7)	3 (8.1)	1 (14.3)	2 (20.0)	2 (20.0)	12 (38.7)	37 {17.1}
ひ か れ		6 (6.9)	0 (0.0)	10 (27.0)	0 (0.0)	2 (20.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	19 {8.8}
回転部等への 巻き込まれ		9 (10.3)	5 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (12.9)	18 {8.3}
機 械 か ら の 転 落		8 (9.2)	2 (5.7)	7 (18.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (12.9)	21 {9.7}
そ の 他		2 (2.3)	2 (5.7)	4 (10.8)	1 (14.3)	3 (30.0)	3 (30.0)	4 (12.9)	19 {8.8}
合計		87 {40.1}	35 {16.1}	37 {17.1}	7 {3.2}	10 {4.6}	10 {4.6}	31 {14.3}	217 {100.0}

注：1 ()内は、事故区分の合計に対する割合を示す。

2 { }内は、農業機械作業に係る死亡事故数の合計に対する割合を示す。

3 事故区分の「その他」は、左記以外の機械(田植機等)の他、機種不明の場合を含む。

表注：1 ()内は合計に対する割合を示す。

2 その他は溺水によるもの等を含む。

5. 平成29年度農林水産物・食品の輸出実績 (平成30年2月9日公表)

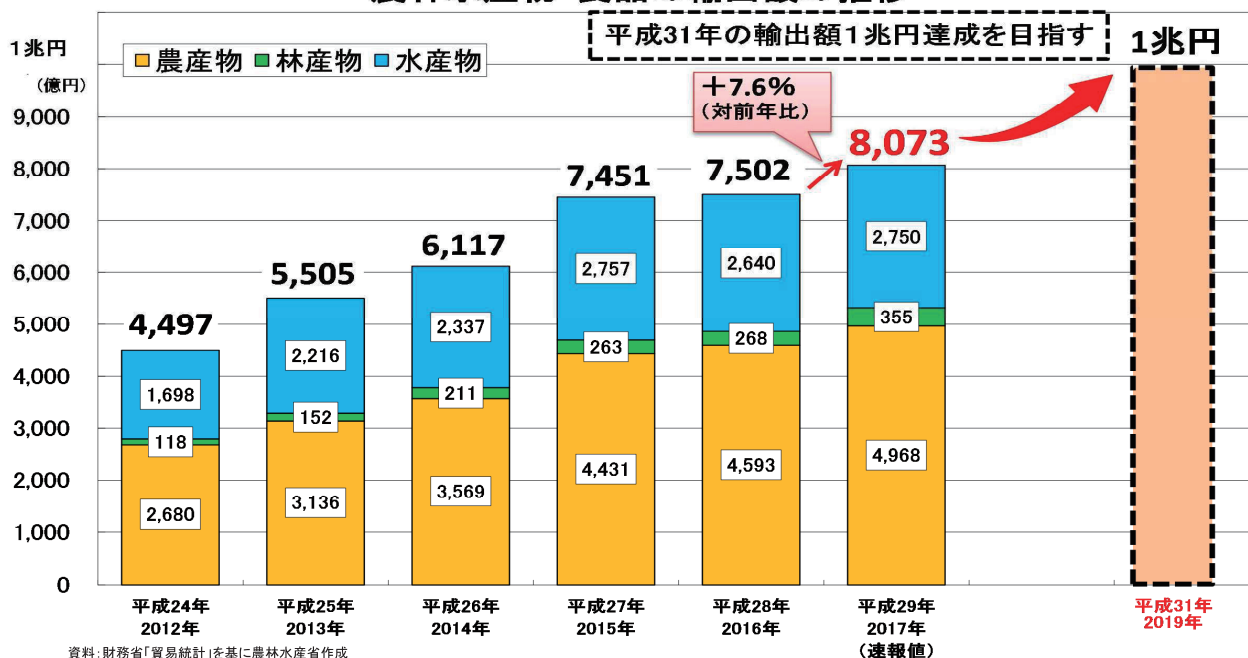
[農水省 HP: <http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kaigai/180209.html>]

農林水産物・食品の輸出額の推移

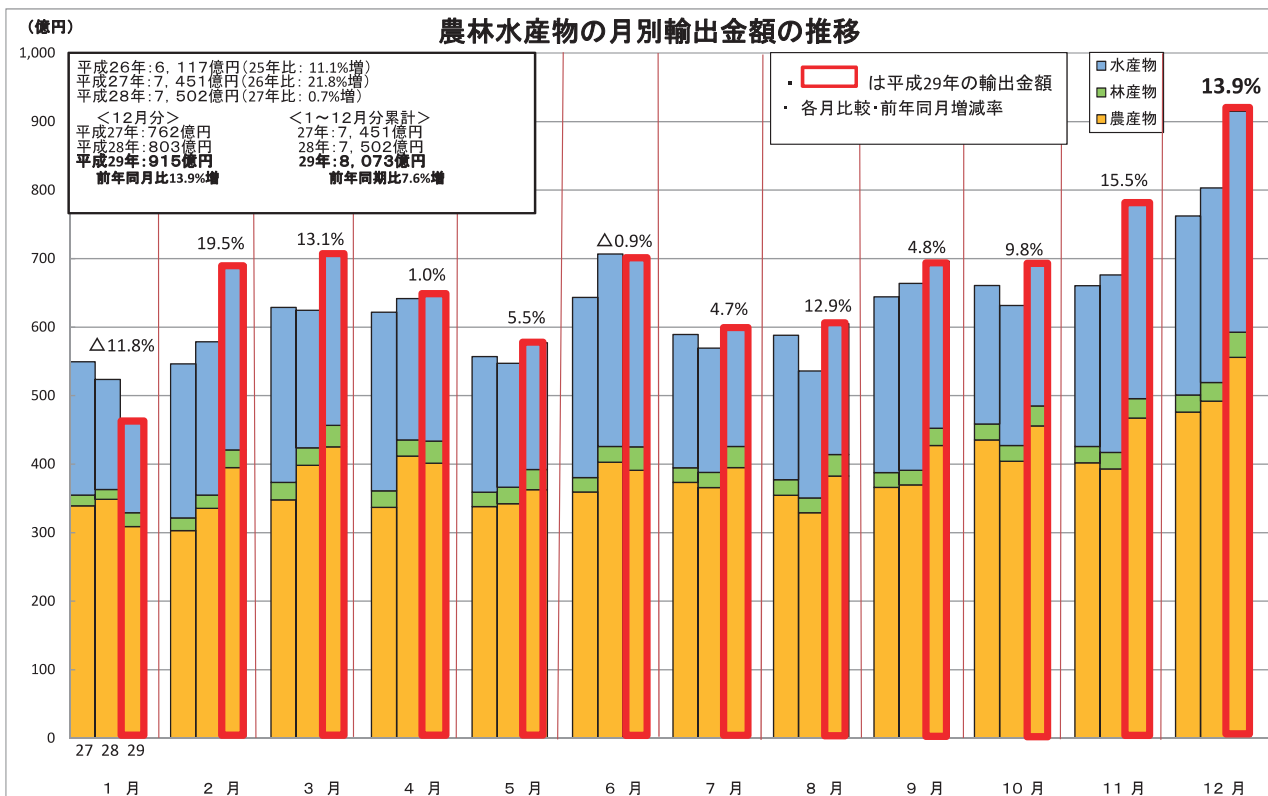
MAFF

- 我が国の農林水産物・食品の輸出は、平成25年から5年連続で増加し、平成29年輸出実績(速報値)は8,073億円。
- 平成31年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標に向けて取組を進めている。

農林水産物・食品の輸出額の推移



農林水産物の月別輸出金額の推移



主な輸出入先国別の輸出入額及び主な輸出品目（平成29年12月）

平成29年12月										平成29年計（速報値）									
順位	輸出入先国	農林水産物 輸出入額（億円）	対前年同月 増減率（％）	輸出入額内訳（億円）		輸出先国	農林水産物 輸出入額（億円）	対前年同期 増減率（％）	輸出額内訳（億円）			主な輸出品目			増減の大きい品目 （対前年同期増減額（百万円））（対前年同期増減率）				
				農産物	林産物				農産物	林産物	水産物	1位	2位	3位					
1	香港	216.6	9.2	116.4	0.3	99.8	香港	1.3	1,021.0	5.6	850.2	真珠	なまこ(調製)	たばこ	夏珠 (+2,683)(+11.1%)	なまこ(調製) (+2,375)(+13.2%)	清涼飲料水 (+1,551)(+43.4%)		
2	中国	113.0	9.0	62.5	17.1	33.5	米国	6.8	745.2	22.8	347.5	ぶり	アルコール飲料	ソース混合調味料	アルコール飲料 (+1,806)(+17.7%)	ホタテ貝(生・蔵・凍) (-1,792)(-23.5%)	ぶり (+1,436)(+12.6%)		
3	台湾	112.0	1.8	85.1	1.8	25.1	中国	12.2	481.9	150.6	375.6	ホタテ貝(生・蔵・凍)	丸太	植木等	ホタテ貝(生・蔵・凍) (-4,783)(-16.7%)	丸太 (+4,890)(+83.6%)	植木等 (+1,832)(+40.7%)		
4	米国	108.6	10.5	72.6	2.7	33.2	台湾	△ 10.0	654.5	18.4	164.9	りんご	アルコール飲料	ソース混合調味料	りんご (-1,969)(-20.1%)	さんご (-1,893)(-34.7%)	さんご (-1,893)(-34.7%)		
5	韓国	63.6	27.8	41.0	4.1	18.6	韓国	16.7	394.6	41.0	161.2	アルコール飲料	ホタテ貝(生・蔵・凍)	ソース混合調味料	菓子(米菓を除く) (+3,202)(+42.4%)	ペットフード (+615)(+96.5%)	ペットフード (+615)(+96.5%)		
6	ベトナム	52.5	40.2	33.8	0.7	18.0	ベトナム	22.4	214.4	7.6	173.2	粉乳	植木等	かつお・まぐろ類	粉乳 (+1,819)(+49.4%)	ホタテ貝(生・蔵・凍) (-812)(-49.8%)	ホタテ貝(生・蔵・凍) (-812)(-49.8%)		
7	タイ	37.9	23.1	22.0	0.3	15.6	タイ	18.7	218.5	4.3	167.9	豚の皮	かつお・まぐろ類	さば	かつお・まぐろ類 (+2,712)(+69.5%)	豚の皮(原皮) (+1,906)(+31.4%)	いわし (+703)(+64.9%)		
8	シンガポール	25.8	5.1	19.3	0.3	6.1	シンガポール	11.7	212.2	3.3	45.8	アルコール飲料	牛肉	ソース混合調味料	ホタテ貝(生・蔵・凍) (+245)(+61.7%)	ホタテ貝(調製) (-234)(-23.4%)	ホタテ貝(調製) (-234)(-23.4%)		
9	ナイジェリア	23.3	259.1	0.0	0.0	23.3	オーストラリア	19.8	128.8	0.8	18.4	清涼飲料水	アルコール飲料	ソース混合調味料	清涼飲料水 (+487)(+20.7%)	アルコール飲料 (+459)(+31.8%)	ホタテ貝(生・蔵・凍) (+217)(+28.1%)		
10	オランダ	16.1	4.1	11.3	0.1	4.6	フィリピン	24.5	47.5	73.9	22.3	合板	製材	さば	合板 (+1,242)(+29.1%)	製材 (+233)(+100.9%)	いわし (+233)(+100.9%)		
11	オーストラリア	13.4	13.4	11.3	0.0	2.1	オランダ	17.6	98.7	1.2	34.3	アルコール飲料	ホタテ貝(生・蔵・凍)	魚油(肝油除く)	アルコール飲料 (+854)(+57.2%)	魚油(肝油除く) (+245)(+34.6%)	牛肉 (+133)(+36.5%)		
12	フィリピン	12.7	25.1	4.3	6.7	1.8	カナダ	17.3	66.1	0.2	31.3	アルコール飲料	緑茶	ひらめ・かれい	緑茶 (+271)(+62.7%)	ひらめ・かれい (-258)(-41.1%)	ホタテ貝(生・蔵・凍) (-258)(-41.1%)		
13	マレーシア	8.8	6.0	5.6	0.2	2.9	マレーシア	4.6	52.2	1.8	22.7	アルコール飲料	いわし	ソース混合調味料	牛肉 (+55)(前年実績なし)	緑茶 (+52)(+23.2%)	清涼飲料水 (+49)(+58.2%)		
14	カナダ	8.7	13.3	6.7	0.0	1.9	フランス	11.3	65.0	2.8	4.5	アルコール飲料	醤油	緑茶	アルコール飲料 (+609)(+23.2%)	ホタテ貝(生・蔵・凍) (-125)(-32.7%)	植物性ろう (+65)(+82.2%)		
15	英国	7.7	28.5	5.7	0.3	1.7	英国	16.8	61.0	2.4	8.1	アルコール飲料	ソース混合調味料	醤油	アルコール飲料 (+1,025)(+177.8%)	セラチン (-130)(-100.0%)	米(援助米除く) (+93)(+94.4%)		
16	カンボジア	7.3	2.6	7.3	0.0	0.0	ドイツ	0.6	57.7	2.1	7.3	緑茶	ラノリン	ソース混合調味料	ホタテ貝(生・蔵・凍) (-100)(-64.0%)	ソース混合調味料 (+93)(+20.2%)	ソース混合調味料 (+93)(+20.2%)		
17	ガーナ	7.2	170.8	0.0	0.0	7.2	アラブ首長国連邦	19.1	57.4	1.0	6.9	清涼飲料水	菓子(米菓除く)	配合調製飼料	菓子(米菓除く) (-217)(+14,981.2%)	配合調製飼料 (+50)(+26.9%)	配合調製飼料 (+50)(+26.9%)		
18	ドイツ	7.1	25.4	6.6	0.1	0.4	インドネシア	5.7	43.0	6.1	15.7	さば	播種用の種等	ソース混合調味料	さば (-465)(-45.2%)	播種用の種等 (-147)(+50.4%)	さけ・ます (-131)(-52.9%)		
19	ロシア	6.6	223.2	1.8	0.6	4.2	カンボジア	65.4	56.0	0.2	1.7	牛肉	鶏肉	粉乳	牛肉 (+1,498)(+57.6%)	鶏肉 (+62)(+80.9%)	魚等缶詰 (+62)(+80.9%)		
20	インドネシア	5.9	18.4	4.6	0.6	0.7	ナイジェリア	478.2	0.1	0.0	54.8	さば	アルコール飲料	緑茶	さば (+4,572)(+506.8%)	アルコール飲料 (-43)(-100.0%)	アルコール飲料 (+4)(前年実績なし)		
—	EU	47.1	△ 0.7	38.8	0.7	7.6	EU	7.1	374.0	10.0	68.6	アルコール飲料	ソース混合調味料	ホタテ貝(生・蔵・凍)	アルコール飲料 (+2,642)(+49.6%)	ホタテ貝(生・蔵・凍) (-1,125)(-32.0%)	メンロール (-454)(-40.2%)		

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

6. 輸出相手国の残留農薬基準値に対応した病虫害防除マニュアル（「かんきつ」、「なし」、「りんご（有袋栽培、無袋栽培）」）の公表（平成 30 年 3 月 6 日公表）

【農水省 HP: http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/syokubo/180306_6.html 】

概要

我が国の通常の防除体系で使用される農薬の中には、輸出相手国で当該農薬の対象作物が生産されていないことから、当該農薬の登録が行われていないこと等の理由により、輸出相手国の残留農薬基準値が我が国の基準に比べて極めて低いものが多く存在し、結果として輸出向けの農産物に使用可能な農薬が限定されています。

こうした状況の下、農林水産省では、農産物の輸出促進を図るため、平成 26 年度より、輸出重点品目について、輸出相手国での残留農薬基準値が設定されていない農薬等の使用を低減する新たな防除体系を確立し、その効果の提示を行いつつ産地へ導入することを目的とした「農産物輸出促進のための新たな防除対英の確立・導入事業」を実施しています。

本事業では、産地の協力を得つつ、青果物や茶を対象として、

(ア)日本と輸出相手国の残留農薬基準値の比較、

(イ)国内で使用される農薬の残留実態、

(ウ)化学合成農薬代替防除技術

等を整理した病虫害防除マニュアルの作成や現地説明会の開催に取り組んでいます。

【利用にあたっての留意事項】

マニュアルに掲載している各国の残留農薬基準値は、調査を行った時点の数値になります。

輸出相手国の残留農薬基準値は、予告なく変更されることがありますので、防除体系を検討

する際には、必ず最新の情報を確認して下さい。

輸出相手国の残留農薬基準値に対応した りんご（無袋栽培）の病虫害防除マニュアル



目次

1. はじめに	1
2. 輸出の際に特に注意すべき主要害虫	1
3. 輸出の際に防除を注意すべき主要病害	4
4. 各国の残留農薬基準値の調査方法	8
5. 日本で栽培されるリンゴ果実の農薬残留のパターン	10
6. 地域ごと、輸出相手国ごとの防除体系案	19
7. 輸出用リンゴ防除薬剤の選択	27
【参考情報】 化学合成農薬の代替防除技術について	28

平成 28 年 10 月
平成 27 年度農産物輸出促進のための新たな防除体系の確立・導入事業
農林水産省消費・安全局 植物防疫課
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門

7. 農薬取締法の一部を改正する法律案（平成 30 年 3 月 9 日公表）

[農水省 HP:<http://www.maff.go.jp/j/law/bill/196houritsu/index.html>]

農薬取締法の一部を改正する法律案の概要

背景

○ 農薬の安全性の向上

科学の発展により蓄積される、農薬の安全性に関する新たな知見や評価法の発達を効率的かつ的確に反映できる農薬登録制度への改善が必要

○ より効率的な農業への貢献

良質かつ低廉な農薬の供給等により、より効率的で低コストな農業に貢献するため、農薬に係る規制の合理化が必要

※ なお、農業競争力強化支援法においても、農薬に係る規制を、安全性の向上、国際的な標準との調和、最新の科学的根拠に基づく規制の合理化、の観点から見直すこととされている。

目指す姿

国民にとって、農薬の安全性の一層の向上

農家にとって、①農作業の安全性向上、②生産コストの引下げ、
③農産物の輸出促進

農薬メーカーにとって、日本発の農薬の海外展開の促進

法案の概要

1 再評価制度の導入

同一の有効成分を含む農薬について、一括して定期的に、最新の科学的根拠に照らして安全性等の再評価を行う。また、農薬製造者から毎年報告を求めること等で、必要な場合には、随時登録の見直しを行い、農薬の安全性の一層の向上を図る。なお、現行の再登録は廃止する。

(第8条、第9条、第15条、第29条、旧第5条)

2 農薬の登録審査の見直し

(1) 農薬の安全性に関する審査の充実

- ① 農薬使用者に対する影響評価の充実
- ② 動植物に対する影響評価の充実
- ③ 農薬原体（農薬の主たる原料）が含有する成分（有効成分及び不純物）の評価の導入

(第3条第2項)

(2) ジェネリック農薬の申請の簡素化

ジェネリック農薬の登録申請において、先発農薬と農薬原体の成分・安全性が同等であれば提出すべき試験データの一部を免除できることとする。

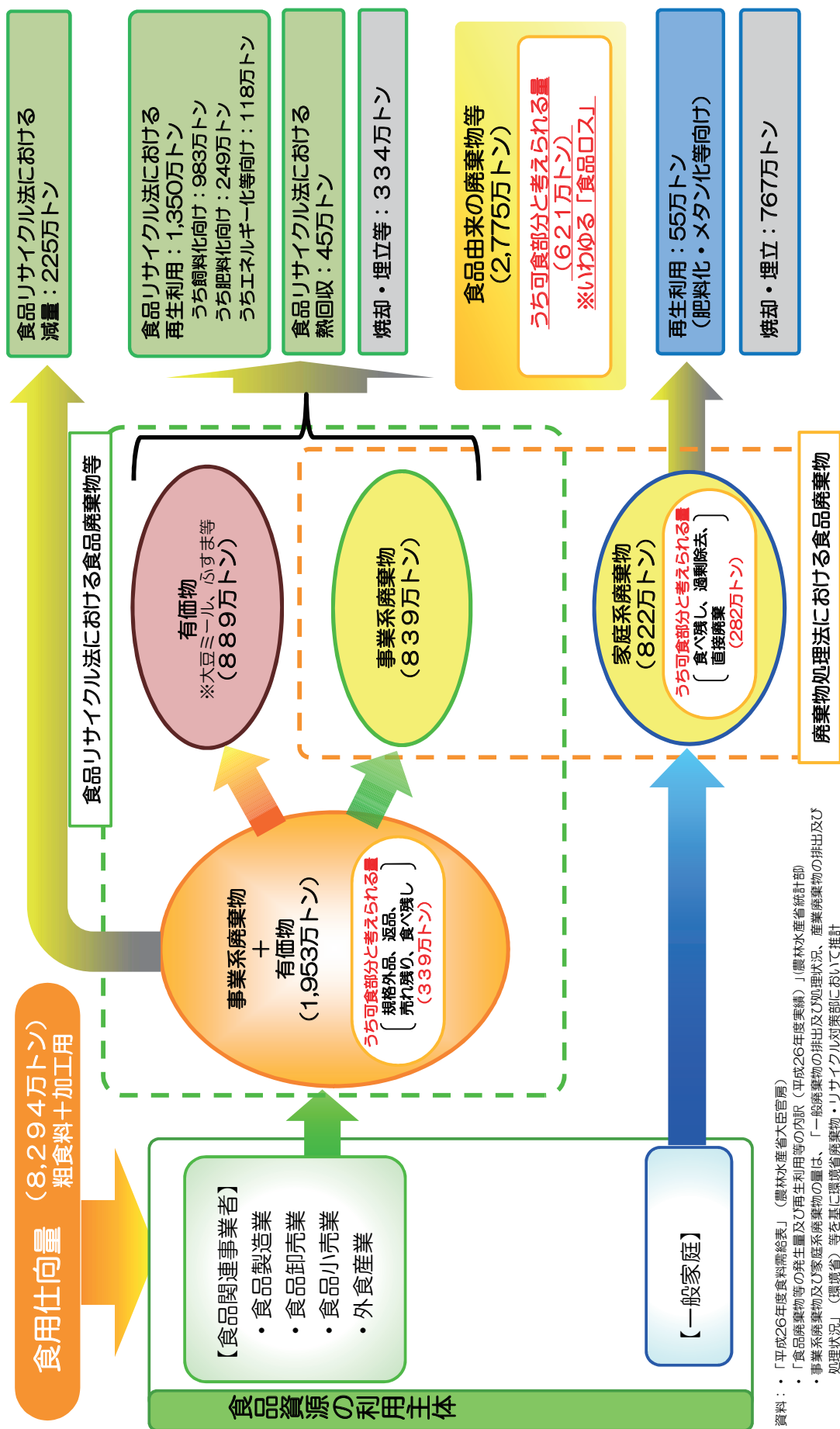
(第3条第3項)

施行期日：公布日から6月以内（ただし、2（1）①及び②については、公布日から2年以内）

8. 我が国の食品ロス・食品廃棄物等の利用状況等（平成26年度推計）

[環境省 HP: <http://www.env.go.jp/press/103939.html>]

食品廃棄物等の利用状況等（平成26年度推計）＜概念図＞



資料：・「平成26年度食料需給表」（農林水産省大臣官房）
・「食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳（平成26年度実績）」（農林水産省統計部）
・「事業系廃棄物及び家庭系廃棄物の量は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」（環境省）等を基に環境省廃棄物・リサイクル対策部において推計
・「平成28年度食品循環資源の再生利用等に関する実施状況調査等業務報告書」（環境省調査報告書）
・事業系廃棄物の「食品リサイクル法における再生利用」のうち「エネルギー化等」とは、食品リサイクル法で定めるメタン、エタノール、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品の製造である。
・ラフワンドの関係により合計と内訳の計が一致しないことがある。

9. 空中散布等における無人航空機利用技術指導指針の見直し

平成30年2月

植物防疫課

【現状】

無人航空機を使用した農薬等の空中散布については、安全かつ適正に実施されるよう、「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針（消費安全局長通知）」（以下「指導指針」という。）を平成27年12月策定し、更に、マルチローター型のいわゆるドローンの特性を捉えた安全対策を追加するとして平成28年3月に改正した。

農薬等の空中散布は、航空法に規定する国土交通大臣の承認が必要となる飛行方法（物件の投下）等に該当するため、あらかじめ国土交通大臣の許可・承認が必要となるが、これらの手続きは指導指針に基づき、「機体の性能」、「オペレーターの技能」、「安全確保のための体制」等について確認が行われた場合には、航空法に基づく当該手続きを簡素化する措置がとられている。また、農薬取締法における農薬使用者が遵守すべき基準に沿って実施することが必須であり、指導指針では遠隔操縦を前提とした「空中散布等の方法」、「危被害防止対策」等が規定されているところ。

他方、無人航空機、特に、マルチローター型のいわゆるドローンの技術開発状況は、加速度的に進展している状況であり、生産現場からは農薬散布の省力化、ヒューマンエラー防止の観点から自動飛行による農薬散布へのニーズの高まりがある。

【課題】

従前、遠隔操縦による無人航空機を使用した農薬散布を推進しており、自動飛行による農薬散布にあっては、当該技術の安全性、正確性が確認できていないため、生産現場への実施を推奨していない。

しかし、技術開発に遅れを取らないように、安全対策に関する制度の適時適切な見直しを進め、自動操縦システムで無人航空機を飛行させる技術についても、安全性を確認した上で現場への導入を進める必要あり。

【指導指針の改訂方針】

1. 自動飛行技術の導入推進について

(1) 「空中散布等の方法」に関する新設事項

- 遠隔操作及び自動飛行の定義
- 事業計画書の策定時に、作業環境を十分に勘案した操縦方法（遠隔操作又は自動操縦）の選定
- 畝栽培ほ場の場合は、散布前飛行により飛行経路を調整すること
- 使用する機種は事前に自動操縦の性能確認が行われること
- 周辺環境の変化に応じて、飛行経路を設定、又は遠隔操縦を選択すること

(2) 「危被害防止対策」に関する新設事項

- オペレーターがナビゲーターの役割を担うこと
- 離発着地点を散布区域に隣接する場所とすること
- 適切な飛行の高度、速度、経路を設定すること
- 不具合が生じた場合の操作介入

2. その他

(1) 農薬の使用方法「散布」の定義に併せた改訂事項

- 小型無人航空機を使用する場合の効果的利用を注記

(2) 自動操縦に関する性能確認等に関する新設事項

- 登録認定等機関が行う機体の性能確認事項等を新設

＜補足（緑安協・事務局）＞

農水HP:

「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」

平成27年12月3日付け27消安第4545号 消費・安全局長通知

最終改正:平成30年2月1日付け 29消安第5348号

[無人航空機(無人ヘリコプター等)に関する情報]

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120507_heri_mujin.html

[農薬飛散(ドリフト)低減対策に関する情報]

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/

10. 病虫害発生予察情報「特殊報」について

(1) 平成 30 年 1 月以降、都道府県が発表している『特殊報』は次のとおりです。

*この一覧表は、農林水産省が病虫害発生予報に掲載しているものを転載しています。

都道府県発表の発生予察情報と作物名・病虫害名の表記が一部異なる場合があります。

【特殊報】

平成 29 年 10 月～

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病虫害名
10 月 2 日	福岡県	かき	カキ黒星落葉病
10 月 30 日	鹿児島県	ピーマン、とうがらし(しまとうがらし)、ししとう、なす、テリミノイヌホオズキ	ナスミバエ
10 月 31 日	愛知県	茶	ヒサカキワタフキコナジラミ
10 月 31 日	熊本県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3 系統)
11 月 2 日	和歌山県	うめ	ウメ斑入果病(仮称)
11 月 6 日	北海道	てんさい	テンサイ褐斑病(DMI 剤耐性)
11 月 7 日	東京都	キウイフルーツ	キクビスカシバ
11 月 7 日	静岡県	トマト	トマト黄化病
11 月 7 日	静岡県	かんきつ	トビイロシワアリ
11 月 13 日	広島県	オリーブ	オリーブアナアキゾウムシ
11 月 16 日	東京都	マンゴー	マンゴーハフクレタマバエ
11 月 16 日	岐阜県	トルコギキョウ	キキョウトリバ
11 月 22 日	奈良県	さつまいも	ムツスジアシナガゾウムシ
11 月 24 日	栃木県	エゴマ	モンオビヒメヨトウ
11 月 29 日	滋賀県	ミニトマト	トマト黄化病
11 月 30 日	岐阜県	トマト	トマト茎えそ病
12 月 25 日	新潟県	もも	モモ黒斑病

(2) 平成 30 年 1 月以降

平成 30 年 2 月 26 日現在

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病虫害名
1 月 16 日	新潟県	トマト	トマト黄化葉巻病
1 月 23 日	秋田県	西洋なし	セイヨウナシハモグリダニ(仮称)
2 月 1 日	沖縄県(宮古島市)	マンゴー	マンゴーヒラタサビダニ(仮称)
2 月 1 日	沖縄県(沖縄本島、石垣島)	クダモノケイソウ	トケイソウ東アジアウイルス AO 系統、トケイソウ東アジア奇形ウイルス

[病虫害発生予察情報]

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120104_yoho.html

11. 平成29農薬年度ゴルフ場・緑地向け農薬出荷実績

ゴルフ場・緑地分野での農薬の出荷実績は、数量が 7,815 ton,kℓ(前年比 114.6% 994 ton,kℓ増)、金額が 31,620 百万円(前年比 118.5%、4,931 百万円増)と、ともに前年を上回った。

内容では、殺虫剤の数量が減であったが、その金額は増、殺菌剤、除草剤、植物成長調整剤、その他(忌避剤)はいずれも数量、金額ともに増となった。分野別では、樹木で数量が減になった他は、いずれでも増であった。特に、数社からの除草剤の実績報告が加わった等により増加が目立った。

平成 27 農薬年度の出荷実績が前年比で数量 90.6%、金額 94.7%であったが、昨 28 年に続けて平成 29 農薬年度もプラスで、平成 26 年度比で 108.2、113.5%となった。

(報告会社:33 社)

(1)出荷数量(平成 28 年 10 月～29 年 9 月)

種別	用途別販売数量(ton,kℓ)							
	芝	前年比	樹木	前年比	緑地	前年比	合計	前年比
殺虫剤	392	105.7	461	90.2	2	193.1	855	96.8
殺菌剤	935	104.4	0	93.4	0	250.0	935	104.4
除草剤	1,231	115.3	8	87.0	4,495	119.0	5,734	118.1
植調剤	109	316.3	4	165.0	35	69.8	148	169.8
農薬肥料	0	0	0	0	0	0.0	0	0
その他	114	166.4	29	88.2	0	0.0	142	140.9
合計	2,781	114.1	502	90.3	4,532	118.4	7,815	114.6

(2)出荷金額(平成 28 年 10 月～29 年 9 月)

種別	用途別販売金額(百万円)							
	芝	前年比	樹木	前年比	緑地	前年比	合計	前年比
殺虫剤	2,304	105.6	3,721	107.0	5	193.1	6,029	106.5
殺菌剤	7,259	111.2	2	93.3	1	250.0	7,261	111.2
除草剤	10,726	115.4	10	87.0	5,447	143.5	16,183	123.5
植調剤	1,538	219.6	82	166.7	172	48.7	1,792	162.6
農薬肥料	274	0	0	0	0	0	0	0
その他		143.0	81	85.7	0	0	355	124.1
合計	22,101	116.9	3,895	107.1	5,624	135.5	31,620	118.5

注) 四捨五入の関係で若干の差異があります。一部で報告内容の修正により改訂。

Ⅱ. 緑の安全管理士会関係(3月27日現在)

1 平成29年度支部大会(兼更新研修会)の経過報告

(1)管理士の状況

ご案内は、平成29年9月25日時点の届出住所の管理士2,986名(前年:2,931名)を対象に、

- ① 更新対象の管理士618名(同566名)には、更新研修受講申込書などを封書で案内。
- ② 他の管理士2,368名(同2,365名)には、支部大会(兼「更新研修会」)参加の有無を往復葉書で案内方・照会しました。

資格更新は、4年目までの支部大会に1回以上出席した上で、5年目の更新研修会に出席することで正規の資格更新となります。



[九州・JR博多シティ会場]

(2)平成29年度の研修テーマ

- ① 農薬行政の動向(最近改訂された制度や規制等を重点に)[農水省]
 - ② 農薬の環境影響に係るリスク管理(住宅地通知&農薬登録保留基準の仕組みなど)[環境省]、
 - ③ 農薬の登録状況を巡る話題(S値評価に係る経過と現状など)[FAMIC]
 - ④ 農薬使用時安全の遵守(保護マスクの適正な選択と着用など)[(一社)日本くん蒸技術協会-マスク研究会-]
- の4テーマとしました。

(3)参加者等の内訳(下表参照)

平成30年度の資格更新研修会(兼「支部大会」以下同)は、昨年の11月22日(木)の北海道支部から順次開催し、年明け30年1月26日(木)の関東支部②で全日程を終了しました。

管理士の参加総数は1,206名(前年1,196名)、内訳では、資格更新者が492名(同390名)、一般では714名(同806名)でした。参加率で見ると、資格更新者が80%(同69%)、一般が30%(同34%)で、平均では40%(同41%)でした。

平成29年度 管理士会支部大会の概要

支部名	更新		一般		合計		
	該当者	更新者	該当者	出席者	該当者	出席者	参加率
北海道	44	42	222	69	266	111	42%
東北	84	63	273	82	357	145	41%
関東①	126	100	481	179	607	279	46%
関東②	127	104	485	142	612	246	40%
東海・北陸	80	52	316	72	396	124	31%
近畿	60	53	216	71	276	124	45%
中国・四国	47	35	176	42	223	77	35%
九州・沖縄	50	43	199	57	249	100	40%
29年度	618	492	2,368	714	2,986	1,206	40%
28年度	566	390	2,365	806	2,931	1,196	41%

(4) アンケートの要望等に対する対応(2018 年度)

—目次—

- ① 緑の安全管理士の資格は、法的に必要な資格ですか。
 - ② 管理士資格取得のメリットともなるので、薬剤散布等の委託業務に係る市町村の入札においては、「緑の安全管理士」等の資格保有者を要件に添えるように働きかけるべきではないか。
 - ③ 薬剤の使用方法等に用いられている用語が難解。
 - ④ 資格更新研修の受講料が高すぎるのではないか。
 - ⑤ 狭隘な会場の解消、椅子席に余裕が欲しいや席が狭い。
 - ⑥ 業務等の都合があるので支部での開催は、関東地区同様に2回の開催に分けることで参加を容易にできないか。
 - ⑦ 社内の業務や作業現場と調整した上で研修会に参加しているが、途中退席者が多く見受けられるので、事務局は出席確認を最後とするなど毅然とした姿勢を見せて頂きたい（退席者の容認は、管理士の資格に対する信頼が損なわれるとの指摘。）。
 - ⑧ 関東地域在住で、関東支部(北とびあ会場②12/12)の研修会案内を受けたが日程の都合から同(北とびあ会場①1/26)への変更は可能ですか。
 - ⑨ 開始時間の繰り下げ・終了時間の繰り上げ要望。
-

① 緑の安全管理士の資格は、法的に必要な資格ですか。

法的に必要な資格としての明記はありません。但し、平成25年4月の「住宅地等における農薬散布について(農水省、環境省・両局長連名)」においては、「当該業務の実質上の責任者が農薬管理指導士や緑の安全管理士等の資格を有していることを入札要件として規定する。」などの明示により、防除業務の受委託には反映されているところです。

特に、平成 29 年の埼玉県下の小学校における農薬散布における被害事案では、農水省・環境省は文部科学省を介して都道府県教育委員会域内の市区町村教育委員会に『「住宅等における農薬散布について」の再周知・指導の徹底について』をもって、再発防止に努めており、農薬散布等に係る入札の資格要件としての要求が高まると推察されます。(詳細 70 号既報)

② 管理士資格取得のメリットともなるので、薬剤散布等の委託業務に係る市町村の入札には、「緑の安全管理士」資格を働きかけるべきではないか。

〈対処〉 住宅地等通知(平成25年4月農水省、環境省・両局長連名)において、「当該業務の実質上の責任者が農薬管理指導士や緑の安全管理士等の資格を有していることを入札の資格要件として規定する。」などの取組事例として既に明記されていること。

③ 薬剤の使用方法等に用いられている用語が難解。

(例:「全面土壌処理」の説明などはメーカーによって回答が異なる旨。)

農薬を適正に使用するためには、製品ラベルの使用基準や使用上の注意事項に記載されている「用語」を正しく理解することが前提です。

農薬工業会HPの「農薬に関する用語集」を参考として下さい。

<http://www.jcpa.or.jp/user/glossary/>

④ 資格更新研修の受講料が高すぎるのではないか。

＜対処＞ 5年毎の更新時に受講料(20,200 円)として納付いただいておりますが、会費として試算すると 4,000 円×5年間分相当となります。

内訳は①更新研修に係る受講案内経費、資料代、講師料(旅費等)、会場借用料、②更新者への認定証書等の作成・送料代などの直接的な経費、及び③毎年度の研修会案内(同資料代等)など。

また、④会報「みどりのたより」(年3回)の作成・送料代などの間接経費を合算すると実費ベースでも 4,000 円/年以上で、赤字分は協会法人会計から補填されています。

⑤ 狭隘な会場の解消、3人掛け机では椅子席に余裕が欲しいや席が狭い。

＜対処＞各支部の過去5カ年の実績から想定される参加申込者数の2割増の席数を目処に会場を1年前に確保して、施設側と準備しています。

なお、大阪会場(新梅田)は、最寄り駅から不便・手狭なため新大阪駅東口(CIVI 研修センター新大阪東)へ会場変更とします。

[2017年度:名古屋会場(手狭)はフジコミュニティセンター変更済。]

⑥ 業務等の都合があるので支部での開催は、関東地区同様に2回の開催に分けることで参加を容易にできないか。

＜対処＞関東地区は、管理士数が29年度で1,219名(更新対象は253名)と多数のため2回に分けざる得ないこと。

経費負担(更新料)を抑える上からも1研修会場は100名内外の規模としていること。なお、業務等との調整については、年間の研修日程のご案内を早期(30年度:4月に HP・会報)掲載することで、管理士の方々には業務等の調整をお願いします。

[解説:会場の準備と会場使用料について]

(1) 会場の確保

:ほぼ1年前(11月～翌1月)には予約が必要、予約を確確認後に7支部全体(8会場)の研修日程を策定。

(2) 予約人数

:各過去5年間の最多出席人数を参考にプラス1割程。

(3) 研修会の案内

:9月末の届出住所(約3,000名)を基に、更新対象者の約600名と、支部大会案内対象となる管理士の約2,400名の各研修履歴に応じたご案内を郵送しています。

(5)関東支部①②における過去5年の例では

出席との回答者は250～350名、当日の出席者は220～320名と100名内外の中があることから、これに対処できる「つつじホール(収容402)」を利用せざる得ない現状をご理解願いたい。

(6)会場使用料 (29年度実績)

- ・ホテル利用:11.7万円～12.2万円
- ・会議室施設:7万円～20.5万円

- ⑦ 社内の業務や作業現場と調整した上で研修会に参加しているが、途中退席者が多く見受けられるので、事務局は出席確認を最後とするなど毅然とした姿勢を見せて頂きたい。

(退席者の容認は、管理士の資格に対する信頼が損なわれるとの指摘。)

＜対応＞公益法人の認定資格として、第三者から信頼される管理士資格の更新研修会であることの理解を求めるとともに、業務等との事前調整をお願いする上からも開催日程(30年度日程・巻末参照)は、3月末には当協会HPへの公表に努めています。

なお、管理士資格に対する信頼度の向上や出席者の公平性を保つ観点からアンケートには管理士NO欄の追加。退席が止む得ない場合は、その旨の書面提出などを管理士会役員会で検討していただきます。

- ⑧ 関東地域在住で、関東支部(北とぴあ会場②12/12)の研修会案内を受けたが日程の都合から同(北とぴあ会場①1/26)への変更は可能ですか。

＜対応＞資格更新研修会場(兼支部大会)については、9月末頃の届出住所に応じて所属支部の会場を往復葉書(更新者:封書)でご案内しています。

住居の異動や業務の都合等でご案内の支部(日時)以外での受講を希望される場合は、受講申込書又は、返信葉書の希望する受講支部に明示してご返送下さい。

他の支部で「出席確認」を受けた場合でも正規に事務処理されます。

なお、受付・資料準備を行う上からも「出席」の返信をお願いします。

- ⑩ 開始時間の繰り下げ・終了時間の繰り上げ要望。

＜対応＞プログラムは各支部共通(北海道を除く)とし、開始時間は13時から終了時間の16時45分として、更新研修カリキュラムに定める240分との整合性を図りつつ、事務局の持ち時間で調整して終了時間の厳守に努めています。

なお、札幌会場は、安全協北海道支部の協力を得て、13:00～15:30(前年12:30～15:00)へ移行しました。

[補足]

「緑の安全管理士更新研修実施要領(平成21年12月4日制定)」

第2条に定める「緑の安全管理士」更新研修カリキュラム

科 目	分	研 修 内 容 要 点
1. 植物防疫及び 農薬行政	90	研修時点における植物防疫行政及び農薬行政の動向を理解させ、農薬の適正使用、安全使用等の重要性を再認識させる。
2. 防除技術	90	研修時点で話題となっている病虫害等の防除や防除技術などについての知識を理解させる。
3. 講話	60	「緑の安全管理士」の任務等に関連した話題についての講話を行い、知識の幅を広げる。
計	240	(4時間)

2 事務局からの連絡とお願い

(1) 「緑の安全管理士」認定証書、同認定証の西暦表示について

交付年月日、有効期限等は 2017 年度の「認定証書」及び「認定証(カード)」から生年月日を除き、西暦表示としました。

認定証の支部大会出席確認印欄の標記も以下の標記とさせて頂きました。

【例示】

① 正規の更新者

【支部大会出席確認印欄】 [注] ⑰=2017 年：更新年次]					
⑰	①	②	③	④	⑤

② 1年遅れの更新者(前期出席不足 = 2017 年は仮認定証)

【支部大会出席確認印欄】 [注] ⑰=2017 年]					
⑰	⑱	②	③	④	⑤

(2) 「緑の安全管理士」の「所属、住所等の変更届」をお届け下さい

資格更新案内など種々のお知らせは、管理士個々の届出の所属先に送付させて頂いていますが、毎回、宛て先不明で戻る件数が少なくありません。

このため2回以上連続する場合は、送付を停止していますので、届出内容に変更があった場合は、速やかに事務局まで連絡下さい。(送付を停止している場合は再開します。)

「届出書」は当協会のホームページでダウンロード、ご記入の上、FAX・電子メール・郵便等でお送り下さい。 【届出様式：巻末】

(3) 「緑の安全管理士」認定証の再発行をお受けしています

認定証を紛失されて再発行を希望される方は、「再発行願い」にご記入の上、写真2枚を添えて事務局まで、再発時に手数料(3,000 円)の郵便払込用紙を送付します。不明な点は事務局にお問い合わせください。 【届出様式：巻末】

(4) 「緑の安全管理士」の一時失効者の扱いについて

業務等の都合により有効期間内(期限切れ後5年)に資格更新ができなかった方で、管理士の資格継続を希望される方は事務局にご相談下さい。

未更新の資格は一時失効扱いとなっていますが失効の条件によっては、次年度の更新研修会参加などによる資格継続の制度があります。

(5) 緑の安全管理士の皆さんのメールアドレス登録をお願いします

メールアドレスを登録頂きました管理士の皆さまには、病虫害の発生予察情報や農薬登録情報などの情報を随時お届けしています(29 年度51回)。

メールアドレスの登録は「連絡先等変更届」を用いてお願いします。

なお、既に登録済みの方は不要です。

メールマガジンの配信が不要(停止)の方は、同変更届出にてご連絡して下さい。

[送付先：FAX:03-5209-2513 Mail:midori-kanrishi@midori-kyokai.com]

(6)2018 年度「緑の安全管理士会」支部大会(兼更新研修会)の予定

支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日
北海道	11/22	関東①	12/3	東海北陸	11/30	中国四国	* 1/22
東北	11/26	関東②	*1/31	近畿	*1/21	九州沖縄	* 1/23

注) *:平成 30 年。

【2018 年度の開催日移行と会場変更】

- ① 関東・北とびあ会場は、例年開催している 11 月が輻輳しているため 12 月と翌年 1 月の開催へ移行させていただきました。
- ② 大阪・新梅田会場は、大阪駅から交通が不便で手狭となったため新大阪駅・東口に会場変更させていただきました。
＜新会場＞ CIVI 研修センター(7F) …新大阪駅東口2分
- ③ 例年は、福岡⇒岡山⇒大阪の順で開催していましたが、大阪会場の變更に伴い、
大阪(1/21 月)⇒岡山(1/22 火)⇒福岡(1/23 水)の行程となります。
 なお、福岡はJR博多駅に併設のJR博多シティ会議室(平成 29 年度同じ)

◇ 資格更新研修会等の日程案・会場の詳細 …巻末参照

(7)「みどりのたより」へのご意見、ご投稿をお待ちしています

緑の安全管理士の皆さまの活動状況を掲載して、相互の情報交換あるいは意識の向上に役立てたいと考えています。
 皆さまのご意見や記事投稿をお待ちしております。

(8)2018 年度「緑の安全管理士会」役員会の開催予定

2018 年度の「緑の安全管理士会役員会」は6月15日(金)午後の予定です。(緑の安全推進協会の第 28 回総会は、6月13日(水)予定。)

Ⅲ. 緑の安全推進協会関係

1. 緑の安全管理士219名を新規認定

- (1) 緑の安全推進協会の緑の安全管理士認定研修会は12月6日～8日の間、受講生77名で東京・神田のアーバンネット神田で開催。

認定審査を経て67名が「緑地・ゴルフ場分野」の緑の安全管理士として認定されました。

2018年の同認定研修は12月5日(水)～7日(金)の開催予定。



認定研修会の会場

- (2) (一社)日本植物防疫協会の植物防疫研修会は、例年の2回に1回追加

- ① 10月2日～6日(修了者61名、認定者52名)、
 - ② 10月16日～20日(同54名、同54名)、
 - ③ 30年1月29日～2月2日(同57名、同48名:2018.3.26 現在)
- の3回開催されました。

植物防疫研修修了者で「緑の安全管理士(農耕地分野)」資格の取得申請者は、

- ① 52名、② 54名、③ 48名の計155名(うち3名は2分野)は、認定審査を経て「農耕地分野」の緑の安全管理士として認定されました。

- (3)「緑の安全管理士」の認定審査会は、①12月14日、②3月8日にそれぞれ開催されて合計220名が「緑の安全管理士」として新規に認定されました。

2. 資格更新者に認定証を送付

更新された新規の「認定証(カード)」等は2月末までに送付済みです。

なお、平成29年度の更新者の方で長期継続(20年以上)の有資格管理士231名は「認定証」がゴールド(黄色系)となりました。

(1) 更新・認定証の発送まで

更新研修会で出席確認できた緑の安全管理士の方には、

- ① 「資格更新研修会受講申込書」、② 「写真(2点)」、
- ② 「更新料支払いの確認」を終えた順に、
- ③ 新規「認定証書」、「認定証(カード)」及び「緑の安全管理士の手引き」を同封して、届出の住所あてに送付しています。

(2) 勤務先や住所等が変更となっている場合

届出の勤務先や住所などに変更が生じた場合は「連絡先等変更届出書」を速やかに提出して下さい。

郵便物等が連続して返送される場合は2回を目処に送付を停止していますが、変更の届出に応じて送付を再開しています。

【届出様式:巻末】

(3) 更新年次の更新研修会に出席できなかった場合の「理由書:巻末」

更新年次の更新研修会に出席が確認できなかった場合は、資格喪失者として管理士の有資格者名簿からは自動的に削除されます。

資格の継続(更新)を希望される方は「理由書」を提出いただくことで、当協会長が認めうる理由であれば次年度の更新研修会をご案内しています(1年遅れ扱い)。

3.「緑の安全管理士」資格認定と更新等の仕組み

管理士資格の取り扱いは、次のとおりです。

(1) 資格の有効期間(「農耕地分野」、「緑地・ゴルフ場分野」)

- (1) 新規取得者は、認定の翌年度から5年目の年度末までの5年間。
- (2) 更新者は、更新年度の翌年度から5年目の年度末までの5年間。

(2) 資格更新の要件

- ・有効期間4年目までに、支部大会(兼更新研修会)に1回以上出席して、5年目の更新研修会に出席することで資格更新となります。

◇3年間出席が確認されてない管理士には、4年目にその旨を封書(往復葉書に同封)でご案内して注意を促すこととしています。

【出席不足で要件を満たしていない場合】

5年目に出席することで更新要件が補完されますので、6年目の更新研修会に出席して、1年遅れで資格更新(残りの有効期間は4年間)となります。

(3) 更新研修会の案内

- ・更新要件を満たした管理士には、受講申込書等を添えて最寄りの会場をご案内しています。(受講会場は、他の会場を選択できます。)

(4) 受講申込書の提出

- ・受講申込書には写真を添えて、事務局へ提出(別途、受講料払込みが必要)して下さい。

(5) 更新研修の出席確認

- ・研修会場では、出席を確認印しています。

【更新研修会を欠席した場合】

参加できなかった「理由書」を提出して、理由が認められると翌年度の更新研修会に出席することで、資格更新(残りの有効期間は4年間)となります。

(6) 資格の更新

- ・①受講申込書の提出(要写真)、②更新研修会へ出席、③受講料の払込、の全てが確認できた管理士には、新規の「認定証書」、「認定証(カード)」、「管理士の手引き」を送付しています。

(7) 資格の更新が一時停止している管理士資格について

- ・有効期間内(5年)に、必要な更新手続きを行わなかったため資格の更新が一時停止している元管理士は、概ね次の手順で資格の継続が認められます。

(イ)資格停止後5年以内の場合

①「資格復活申請書」に②「復活レポート(4課題程、各 1,000 字)」を添えて提出、『資格認定審査会』の審査(「復活審査判定票」)で合格した場合は、直近年度の更新研修会を受講することで資格の継続を認める。

②但し、特段(5年を超えるなど)の理由がある場合は、考慮できるとされた。

(ロ)資格継続後の有効期間は5年間

- ① 審査料は 10,000 円(レポート提出時)、
- ② 更新手数料は、更新研修会受講料(28 年度:¥20,200)。
- ③ 5年を超える場合の審査料は 20,000 円、更新手数料は同上。

4. ゴルフ場における農薬使用計画書の提出窓口

ゴルフ場において農薬を使用される方は、年度毎に農薬使用計画書を地方農政（農薬使用者の所在地を管轄する）経由して農林水産大臣あてに提出（*）することとされています。提出（担当農薬管理係長）は電子ファイルをメール提出も可能です。

注*）提出期限：当該年度の農薬を使用とする最初の日まで。

変更時：提出後に変更が生じたときは、農薬使用計画書（変更）を提出。

【林水産省ホームページ】

農薬使用計画書の提出について（クセルファイル版）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouyaku/n_keikaku_01/

〔農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令〕

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/k_kizyun.html



5. グリーン農薬総覧 2018 年追補版」刊行のご案内



芝、公園、街路樹の病害虫・雑草防除等における農薬の正しい選択、適正な使用による安全性確保のための情報提供事業の一環として『グリーン農薬総覧』を刊行しています。

この度、「2017 総合版」（2016 年 12 月末現在）刊行以降の 2017 年 1～12 月末の間の新規登録や適用拡大等の追加、変更情報等を「2018 追補版」として作成いたしました。協会 HP に注文書等ご案内しています。ご活用ください。

〔URL：[http://www.midori-](http://www.midori-kyokai.com/pdf/Fax-1501.pdf)

[kyokai.com/pdf/Fax-1501.pdf](http://www.midori-kyokai.com/pdf/Fax-1501.pdf)〕

お問い合わせ・お申込みは当協会（03-5209-2511）まで

〔注文用紙：<http://midori-kyokai.com/syuppan/>〕



6. 電話相談室【相談無料】

農薬の使用者、現場で適正使用を指導される方や一般市民の方々からの農薬に関する疑問や質問等、どのような内容でも結構ですのでご遠慮なくお問い合わせください。

直接の疑問や質問でなくても「何処に問合せたら良いか？」等も気軽にお尋ね下さい。可能な限りお調べしてお答えしています。

管理士の関係先にも電話相談室についてのご紹介をお願いします。

相談電話：03-5209-2512



7. 農薬の適正使用等の「リーフレット」

緑の安全推進協会では、農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などを優しく解説したリーフレットを作成し、知識普及・啓発に関わる方々に講習会・研修会・会議等の資料や各種イベントでの配布用などに活用していただけるように支援しています。リーフレットは無償で送料の負担もありません。

平成 29 年度は、284 ヶ所に 223 千部（前年実績：282 ヶ所、213 千部）の配付を見込んでいます。

ご希望の方は、リーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等を、当協会まで FAX 03-5209-2513 にてお申し込み下さい。

リーフレットのサンプル、同送付申込書は、当協会HPに掲載しています。

詳細は、農薬相談室（03-5209-2512）まで。

〔サンプル：http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html〕

〔申込書：<http://www.midori-kyokai.com/pdf/leaflet-order.pdf>〕



8. 講師派遣

農薬の適正使用や安全性に関する知識の向上を目的として、都道府県・地方自治体への周知活動、学校・関係団体・一般市民の研修会等の場に、専門の講師を無償(旅費や謝礼不要)で派遣しています。

平成 29 年度は、全国からの依頼で 194 件(前年 180 件)の派遣となりました。

研修会等を希望・企画されている方にも積極的にご紹介ください。

派遣の内容等の調整(準備)期間は 1 ヶ月以上、研修規模(参集人数)は 20 名以上を目安としていますが、期間に余裕が無い場合、あるいは少人数でも対応可能な内容もありますのでご相談下さい。

講師派遣の詳細、申し込み様式は協会HPに掲載しています。

TEL:03-5209-2512 FAX:03-5209-2513 ishijima@midori-kyokai.com

[URL:http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html]



都道府県別講師派遣実績の推移

開催場所	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	8年間計	
山梨県	【次ページへ差し替】				1	1	1	2	1	11
長野県				3	0	3	3	4		28
静岡県	4	3	2	3	5	2	4	0		23
新潟県	2	3	5	4	5	9	12	4		44
富山県	0	0	0	1	0	2	4	2		9
石川県	0	0	0	0	1	0	3	6		10
福井県	1	0	3	0	1	0	0	0		5
岐阜県	2	1	0	0	0	0	0	0		3
愛知県	1	1	2	2	4	4	8	20		42
三重県	3	4	4	5	6	8	7	6		43
滋賀県	0	0	1	2	1	0	1	0		5
京都府	5	6	9	8	6	10	8	8		60
大阪府	4	4	4	3	4	2	3	2		26
兵庫県	1	1	2	2	1	1	3	4		15
奈良県	2	4	3	3	2	3	2	2		21
和歌山県	3	3	4	4	3	3	3	3		26
鳥取県	1	2	2	2	2	1	1	2		13
島根県	0	0	0	3	5	4	3	3		18
岡山県	2	2	2	3	4	3	2	0		18
広島県	0	0	0	0	0	0	0	0		0
山口県	3	4	2	1	2	4	3	2		21
徳島県	0	1	2	2	3	2	2	1		13
香川県	1	1	1	21	2	1	1	1		29
愛媛県	4	3	3	2	3	2	5	4		26
高知県	0	0	0	0	0	1	4	4		9
福岡県	13	8	12	12	5	8	3	6		67
佐賀県	1	1	1	1	1	1	2	1		9
長崎県	0	0	0	1	0	0	8	9		18
熊本県	1	0	1	1	2	3	1	1		10
大分県	0	0	0	0	2	0	0	0		2
宮崎県	0	0	0	0	0	1	3	4		8
鹿児島県	1	1	1	0	0	0	0	0		3
沖縄県	0	3	0	3	2	8	4	4		24
合計件数	92	99	132	159	142	166	190	194		1,174

都道府県別講師派遣実績の推移

開催場所	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	8年間計
北海道	0	2	5	5	7	6	5	6	36
青森県	1	1	1	1	1	3	2	2	12
岩手県	0	0	1	0	2	7	5	7	22
宮城県	1	0	3	3	9	6	4	2	28
秋田県	1	1	2	3	3	3	4	3	20
山形県	6	8	6	7	6	8	7	11	59
福島県	1	1	1	1	1	1	3	3	12
茨城県	3	6	6	6	3	7	16	18	65
栃木県	0	4	3	5	2	3	5	7	29
群馬県	1	2	7	9	7	8	9	3	46
埼玉県	2	2	5	7	6	7	7	10	46
千葉県	2	2	4	5	11	9	8	6	47
東京都	9	10	8	8	7	8	7	8	65
神奈川県	3	3	5	3	4	3	3	4	28
山梨県	3	1	1	1	1	1	2	1	11
長野県	4	0	8	6	0	3	3	4	28
静岡県	4	3	2	3	5	2	4	0	23
新潟県	2	3	5	4	5	9	12	4	44
富山県	0	0	0	1	0	2	4	2	9
石川県	0	0	0	0	1	0	3	6	10
福井県	1	0	3	0	1	0	0	0	5
岐阜県	2	1	0	0	0	0	0	0	3
愛知県	1	1	2	2	4	4	8	20	42
三重県	3	4	4	5	6	8	7	6	43
滋賀県	0	0	1	2	1	0	1	0	5
京都府	5	6	9	8	6	10	8	8	60
大阪府	4	4	4	3	4	2	3	2	26
兵庫県	1	1	2	2	1	1	3	4	15
奈良県	2	4	3	3	2	3	2	2	21
和歌山県	3	3	4	4	3	3	3	3	26
鳥取県	1	2	2	2	2	1	1	2	13
島根県	0	0	0	3	5	4	3	3	18
岡山県	2	2	2	3	4	3	2	0	18
広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	3	4	2	1	2	4	3	2	21
徳島県	0	1	2	2	3	2	2	1	13
香川県	1	1	1	21	2	1	1	1	29
愛媛県	4	3	3	2	3	2	5	4	26
高知県	0	0	0	0	0	1	4	4	9
福岡県	13	8	12	12	5	8	3	6	67
佐賀県	1	1	1	1	1	1	2	1	9
長崎県	0	0	0	1	0	0	8	9	18
熊本県	1	0	1	1	2	3	1	1	10
大分県	0	0	0	0	2	0	0	0	2
宮崎県	0	0	0	0	0	1	3	4	8
鹿児島県	1	1	1	0	0	0	0	0	3
沖縄県	0	3	0	3	2	8	4	4	24
合計件数	92	99	132	159	142	166	190	194	1,174

公益社団法人緑の安全推進協会 御中

『緑の安全管理士』認定証書および認定証 紛失等再発行願い

写真貼付 免許証サイズ	申請年月日		平成 年 月 日	
	認定番号		No.	
	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日		(昭和・平成) 年 月 日生	
勤 務 先 名				
所 属 部 課				
勤 務 先 住 所		(〒 —)		
勤務先 TEL / FAX		TEL :		FAX :
勤務先 E-mail				
自 宅 住 所		(〒 —)		
自 宅 TEL/ FAX		TEL :		FAX :
自 宅 E-mail				
再発行 (紛失) 書類名		1. 認定証 (名刺サイズ写真付) 2. 認定証書 (B 5 サイズ証書)		
再発行 (紛失) 理 由		1. 紛失 2. その他 ()		
分 野 別		1. 農耕地 2. 緑地・ゴルフ場分野		
認 定 年 月 日		平成 年 月 日		
有 効 年 月 日		平成 年 月 日		

- ★ 認定証書 (B5 サイズ証書) 再発行料金 ¥3,000 (送料込み) 認定証 (名刺サイズ写真付き) 再発行料金 ¥3,000 (送料込み)

※ 同封の郵便振替用紙でお振込み下さい。(振込手数料はご負担ください。)

- ★ 写真 2 枚送付のこと。

※ 1 枚は本願い書に貼付。もう 1 枚は裏に氏名を書いて裏返し、クリップ止めて同封。

送付先：公益社団法人 緑の安全推進協会 FAX：03-5209-2513

E-mail：midori@midori-kyokai.com

『緑の安全管理士』連絡先等変更届出書

公益社団法人 緑の安全推進協会内
緑の安全管理士会 事務局 御中

住所、連絡先（勤務する事業所、所属会社等）等が変更になりましたので、お届けいたします。

届 出 日 平成 年 月 日 認 定 番 号 (No.)
氏 名 ()
変更前の連絡先 ()

※ 下記の変更事項に○をつけてください。

①会社名、②所属、③勤務先、④住所、⑤その他

【変更後】変更があった事項についてのみご記入ください。

1.勤務会社名等 (ゴルフ場の方はゴルフ場名を記入)		2.経営母体名 (ゴルフ場の方のみ記入)
3.所属部署及び支店名 又は営業所名等		
4.勤務先の所在地 (郵便の送付先を記入)	〒 (—) 必ずご記入ください。	
	TEL — —	FAX — —
	E-mail	
5.自宅住所等	〒 (—) 必ずご記入ください。	
	TEL — —	FAX — —
	E-mail	

☆ ゴルフ場に勤務の場合、1.にゴルフ場名、2.に経営母体名を書いてください。会社等に勤務の方は1.に勤務会社名等、3.の所属部署や支店名又は営業所名をも記入してください。

☆ 勤務先がない場合(退職、自営等)は、5.に自宅住所等として、当協会と連絡が取れる連絡先を必ず書いてください（特に退職の場合は、1.勤務会社名等欄に「退職」と記入して、5の自宅住所等を必ず記入してください）。

☆ ご届出いただいた内容の個人情報、支部大会案内、更新研修会案内、認定証書の発送等の場合以外には使用いたしません。

●「緑の安全管理士」は個人の資格です。転勤、退社等により、「連絡先」に変更が生じた場合には、速やかにこの届出書をご提出してください（FAX可）。

●当協会は本届出書に基づき貴殿の「緑の安全管理士」データの変更を行います。ご提出が遅れますと支部大会案内、更新研修案内、認定証書の発送等に支障をきたす事になりますのでご注意ください。

送付先：公益社団法人 緑の安全推進協会 FAX：03-5209-2513
E-mail：midori@midori-kyokai.com

(公社) 緑の安全推進協会

緑の安全推進協会 事務局 あて

FAX:03-5209-2513

.....

「理 由 書」

公益社団法人 緑の安全推進協会長 殿

1. 提出年月日

: 20 年 月 日

2. 認定番号

: NO. _____

3. 氏 名

: _____

4. 所 属

5. 出席できなかった理由(具体的に記載して下さい)

6. 資格継続の確認 (チェックにて)

☐ 資格の継続 を希望します。

☐ その他()

...[補足].....

- ・更新年次の更新研修会に出席できなかった場合の「理由書」です。
- ・更新年次の更新研修会で出席が確認できなかった場合は、資格喪失者として管理士の有資格者名簿からは自動的に削除されます。
- ・資格の継続(更新)を希望される方は、「理由書」を提出いただくことで、当協会長が認める場合は、次年度の更新研修会をご案内します(1年遅れ扱い)。

公益社団法人 緑の安全推進協会

FAX:03-5209-2513

E-mail:midori@midori-kyokai.com

支部名	開催日時	開催場所・住所	電話・FAX
北海道	218年11月22日【木】13:00～15:50 [受付:12:00～]	ホテル札幌ガーデンパレス(2F 丹頂の間) 〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 http://www.hotelgp-sapporo.com/access/index.html	TEL 011-261-5311 FAX 011-251-2938
東北	11月26日【月】13:00～16:45 [受付:12:00～]	ホテル白萩(2F 錦の間) 〒980-0012 仙台市青葉区錦町 2-2-19 http://www.hotel-shirahagi.com/access.html	TEL 022-265-3412 FAX 022-265-3462
関東・甲信越①	12月3日【月】13:00～16:45 [受付:12:00～]	北とぴあ(3F つつじホール) 〒114-8503 東京都北区王子 1-11-1 (公財)北区文化振興財団 北とぴあ http://www.hokutopia.jp/access/	TEL 03-5390-1100 FAX 03-5390-1147
関東・甲信越②	2019年 1月31日【木】13:00～16:45 [受付:12:00～]		
東海・北陸	11月30日【金】13:00～16:45 [受付:12:00～]	フジコミュニティセンター(4F) 〒453-0804 名古屋市中村区黄金通1-18 http://www.fujicomunitycenter.jp/access/	TEL 052-481-5541 FAX 052-481-5542
近畿 【会場変更】	2019年 1月21日【月】13:00～16:45 [受付:12:00～]	CIVI研修センター新大阪東(7F E705) 〒533-0003 大阪市東淀川区東中島19-4 http://www.civi-c.co.jp/access.html#higashi	TEL 06-6160-5888 FAX 06-6160-5666
中国・四国	2019年 1月22日【火】13:00～16:45 [受付:12:00～]	オルガホール(B1F ホール) 〒700-0026 岡山市北区奉還町 1-7-7 http://www.offersweb.co.jp/s/map/map283.html	TEL 086-256-7244 FAX 086-256-2519
九州・沖縄	2019年 1月23日【水】13:00～16:45 [受付:12:00～]	JR博多シティ会議室(10F 大会議室) 〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街 1-1(JR博多駅) https://www.jrhakatacity.com/communicationspace/	TEL 092-292-9258 FAX 092-292-9362

2018年度「緑の安全管理士」資格認定研修会 —(日程案)—

研修会名	開催日時	開催場所	電話
第40回認定研修会	2018年12月5日(水)09:00～ 7日(金)16:50 [受付:09:30～]	アーバンネット神田カンファレンス(2階 2A会議室) 〒101-0047 東京都千代田区内神田3-6-2 http://kanda-c.jp/access.html	TEL 03-3526-6800

みどりのたより

第 71 号

発行日 2018 年 3 月 27 日

発 行 緑の安全管理士会 事務局

〒101-0047

東京都千代田区内神田 3-3-4（全農薬ビル 5 階）

公益社団法人 緑の安全推進協会 内

TEL : 03-5209-2511

FAX : 03-5209-2513

http : //www.midori-kyokai.com

Eメール : midori@midori-kyokai.com

